

International Standard for Education【ISE】 教育に関する国際基準（2027年版）

2021年版からの主な変更点



注意)

本日時点では、2027年版世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の翻訳作業が進行中となっています。
よって、各スライド内で提示している文章は、2027年版の世界アンチ・ドーピング規程、及び国際基準の日本語訳を正確に反映しているものではなく、趣旨を踏まえた解説のための文章として提示するものです。

世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の日本語訳版は、完成次第、JADAのwebサイトで掲示するとともに、冊子を各団体事務局に送付予定です。

ISE主な変更、追加されたポイント

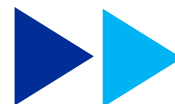
- 教育の目的、主要原則の明確化
- 教育のPDCAサイクルの重要性の強調
 - 教育対象プールの拡大 **NEW**
 - Educatorの資質能力、「質」の担保 **NEW**
 - 競技大会に特化した教育 **NEW**
 - モニタリング・評価の推進
- 各個人/組織の役割と責務の明確化 **NEW**

教育の目的、主要原則の明確化

【2027年版ISE】

- 1.0 序論及び適用範囲
- 2.0 目的、目標及び主要原則
 - 2.1 目標
 - 2.2 主要原則

用語の定義



アンチ・ドーピングにおける「教育」の役割、「教育」の目的について共通認識を持つ

- グローバル
- ステークホルダー
- 組織内

【改定ポイント】

- 2021年版から章立てに大きな変更は無いが、「教育を目的」「主要原則」の内容の明確化、再整理が行われた

教育の推進と実効性の向上へ

教育の目的、主要原則の明確化



「教育」を受けることの「効果」が明記

【2021年版】

【1.0 序論及び適用範囲】

教育は、クリーンスポーツの価値に沿った行動を推奨し、競技者及びその他の人に寄るドーピングの予防に寄与することを目的とする。

「なぜ教育が必要なのか」について明確には記載されていない



【2027年版】

【1.0 序論及び適用範囲】

教育並びにCode及びISEの遵守による効果は、競技者、サポートスタッフ、組織及びスポーツの公正性にとって重要である。これらの効果には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 競技者の支援
- 競技者のウェルビーイングと健康の保護
- 公正な競技会に対する権利の保護
- クリーンであるという信頼の確立
- フェアプレイとインテグリティの促進
- 公共の信頼の獲得

教育の目的、主要原則の明確化



教育の「主要原則」を再整理

【2027年版】

【2.2 主要原則】

- 競技者は、クリーンな状態でスポーツを始めている。その状態を維持することを最優先事項とする
- 競技者のアンチ・ドーピングに関する最初の経験は、ドーピング・コントロールではなく、教育であること
- 「支え、防ぐ」と「補足し、罰する」の双方の必要性のバランスをとる
- 1度の教育セッションのみでは、「教育を受けた競技者」とはみなされない
→ 競技者は、スポーツキャリアを通じて、適切な教育を受ける必要があること
- サポートスタッフは競技者の行動に最も大きな影響を持つ
サポートスタッフ自身と競技者を守るために教育を受ける必要であること
- 教育はドーピングの結果を含む必要性はありつつ、前向きな構造、メッセージを採用すること
- 学習者のニーズに即し、様々な形式及び状況で教育アクティビティを提供すること
- 教育プログラムの成果は、クリーンスポーツ行動の育成及び価値観の強化であること

教育の目的、主要原則の明確化

NEW

新たな定義語

【2021年版】

「Clean Sport Behaviors」の
定義はされていない

例)
第2部：教育に関する基準
概要
アンチ・ドーピング教育：
クリーンスポーツ行動における
能力を開発し、十分な情報に
基づく意思決定を下すために、
アンチ・ドーピング・トピックに関
する研修を実施すること。



【2027年版】

付属文書 III: ISE固有の定義語

クリーンスポーツ行動:

競技者及びそのサポートスタッフが、アンチ・ドーピングに関して、行う能力を有し、かつ実際に行うことが期待されている行為



教育のPDCAサイクルの重要性の強調

【2021年版】

第2部：教育に関する基準

STANDARDS FOR EDUCATION

4.0 教育プログラムの計画

- 4.1 教育計画の策定
- 4.2 現状の分析
- 4.3 教育対象プールの確立
- 4.4 目標及びアクティビティ
- 4.5 モニタリング

5.0 教育プログラムの実施

6.0 教育プログラムの評価

【改定ポイント】

- **教育のPDCAサイクル**のさらなる
明確化
(これまでISEガイドブックに記載されていた
要素もISEへ記載)

【2027年版】

第2部: 教育プログラムに関する基準

4.0 概要

5.0 **スポーツシステムの分析**

- 5.1 スポーツシステム分析の実施

6.0 **教育対象プールの確立**

- 6.1 教育対象プール – 競技者
- 6.2 教育対象プール – サポートスタッフ
- 6.3 教育対象プール – その他

7.0 **教育者 (Educators)**

- 7.1 Educatorの採用
- 7.2 Educatorの研修及び評価
- 7.3 Educatorの認定及び再認定

8.0 **教育プログラムの策定**

- 8.1 カリキュラム
- 8.2 リソース
- 8.3 研究の利用
- 8.4 教育プログラムの文書化

9.0 **教育プログラムの実施**

- 9.1 教育年間計画の策定
- 9.2 教育活動の特
定
- 9.3 教育対象プール内の特定の学習者に対する
教育活動の調整
- 9.4 教育計画の文書化

10.0 **教育実施の際の調整**

- 10.1 教育計画の共有
- 10.2 他者との共同又は委任
- 10.3 既に修了した学習の承認

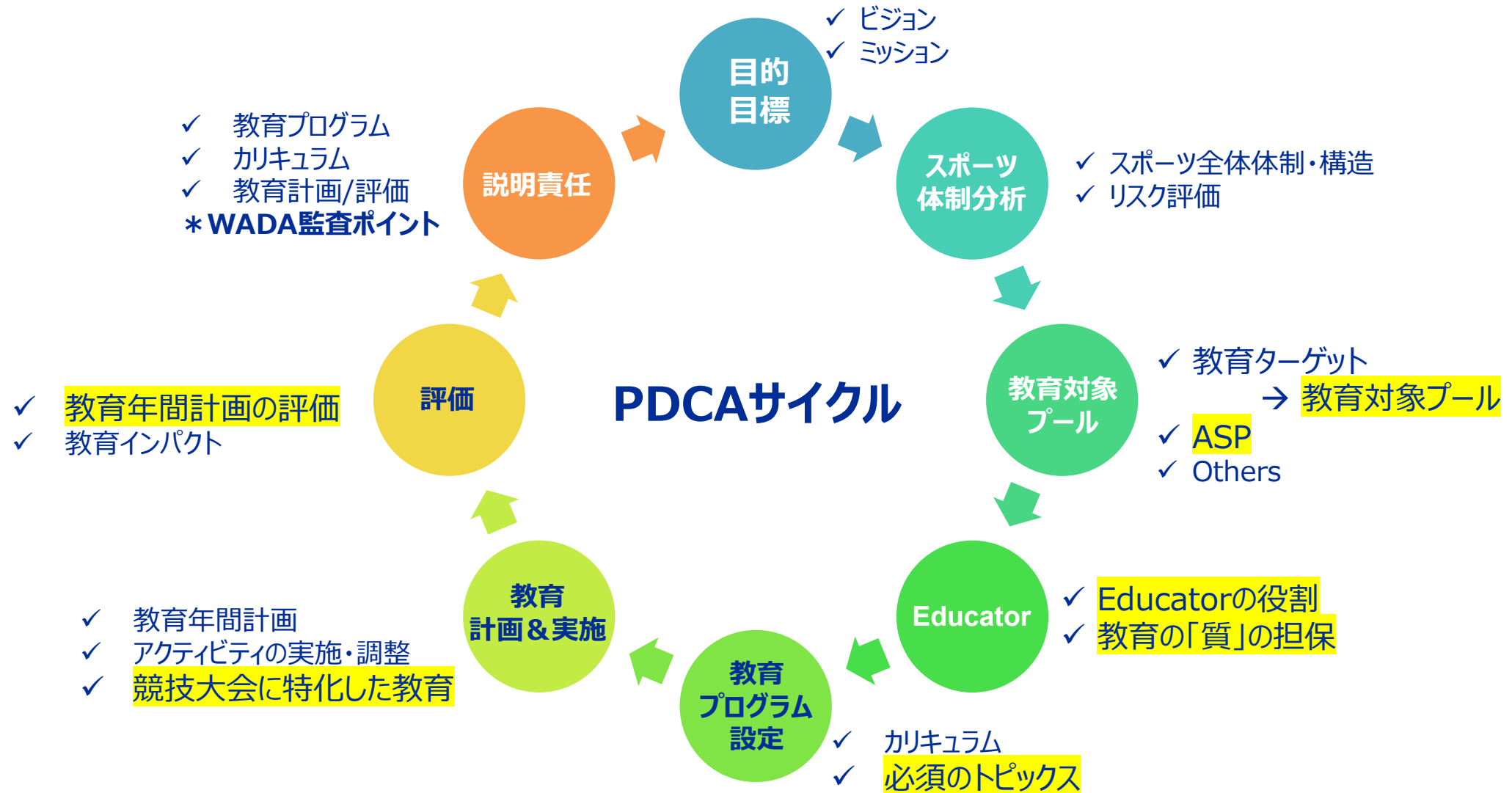
11.0 **競技大会に特化した教育**

- 11.1 国際競技大会
- 11.2 国内競技大会

12.0 **モニタリング及び評価**

- 12.1 教育計画のモニタリング
- 11.2 学習の分析
- 11.3 教育プログラムの評価
- 11.4 影響の判定

教育のPDCAサイクルの重要性の強調



教育対象プールの拡大

教育対象
プール

NEW

教育が求められる競技者の追加、サポートスタッフへの教育の必須化

【2021年版】

4.3 教育対象プールの確立

4.3.2 技競技者 *抜粋

署名当事者は、少なくとも、自己の登録検査対象者リスト（RTP）に含まれる競技者及び制裁措置から付記する競技者を含めるものとする。

4.3.3 サポートスタッフ *抜粋

署名当事者は、第4.3.2項で特定された競技者のサポートスタッフを教育対象プールに含めることを考慮するものとする。



【2027年版】

効果的な教育の実効のために、**教育対象プールを拡大する**

- **予防**を基盤とするあらゆるアプローチの一環として、ドーピングに関連する知識、意思決定能力及び倫理的行動は、競技者のキャリア初期に培われたときに最も効果的である
- **競技者の権利保護（特に未成年）**
- **サポートスタッフの競技者への影響力**

教育対象プールの拡大

2027年ドラフトで追加されている教育対象プール
に含む（必須）競技者/サポートスタッフ

教育対象
プール

競技者

1) 全ADOに対する要件

- ・ 検査が実施される国際競技大会に出場する18歳未満の競技者
- ・ RTP/ TP 競技者
- ・ アンチ・ドーピング規則違反の可能性についての通知を受けた競技者
- ・ 制裁から復帰するアスリート

2) 追加的検討事項 – プールに含めるか検討すべき

- 子ども・若者
- 将来有望な競技者
- 大学スポーツの競技者
- レクリエーション競技者
- マスターズ競技者

サポートスタッフ

1) 全ADOに対する要件

- コーチ、医療従事者
各ADOの責務にあげられるアスリートのコーチ及び医療従事者
- アンチ・ドーピング規則違反の可能性についての通知を受けたサポートスタッフ
- 制裁から復帰するサポートスタッフ
- 主要競技大会機関からのアクレディ取得者
- 検査実施がある国際競技大会に出場する18歳未満の競技者の保護者/後見人

2) その他のサポートスタッフ – プールに含めるか検討すべき

- トレーナー
- 監督
- 代理人
- チームスタッフ
- 競技役員
- 親または保護者
- 競技会に参加し、若しくはその準備をしている競技者と共に活動し、競技者を治療し、または支援しているその他の人

現在の国内における教育対象プール

参照：「2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」4.1 教育対象プールの把握と設定
https://www.playtruejapan.org/entry_img/code2021_ise-plan_v1.2.pdf

表1 日本規程署名当事者のターゲットグループ：アスリート

	アスリートの ターゲットグループ	教育実施の責任を有し教育実施 する機関及び組織
1	RTP/TP に登録されたアスリート ⁷	JADA
2	オリンピック・パラリンピック・アジア大会・アジアパラ大会、ワールドユニバーシティーズゲームズ等、JOC・JPC が派遣する国際総合競技大会に出場するアスリート	JOC・JPC
3	IF が主催する国際競技大会に出場するアスリート	NF
4	NF の強化指定選手、NF 主催の大会に出場するアスリート	NF
5	国民体育大会 ⁸ に出場するアスリート	JSPO

<2027年ドラフトで追加>

検査が実施される国際競技大会に出場する18歳未満の競技者

表3 日本規程署名当事者のターゲットグループ：サポートスタッフ

	サポートスタッフの ターゲットグループ	教育実施の責任を有し教育実施 する機関及び組織
1	RTP/TP に登録されたアスリートのサポートスタッフ	JADA
2	オリンピック・パラリンピック・アジア大会・アジアパラ大会、ワールドユニバーシティーズゲームズ等、JOC・JPC が派遣する国際総合競技大会に帯同するサポートスタッフ	JOC・JPC
3	IF が主催する国際競技大会に帯同するサポートスタッフ	NF
4	NF の強化指定選手、NF 主催の大会に帯同するサポートスタッフ	NF
5	国民体育大会に帯同するサポートスタッフ	JSPO

<2027年ドラフトで追加>

- 主要競技大会機関からの**アクレディ**取得者
- 検査実施がある国際競技大会に出場する18歳未満の競技者の**保護者/後見人**

Educatorの資質能力、「質」の担保

Educator



Educatorに求められる資質能力がより明確に

Educator：対面教育（会場集合形式またはライブ配信によるバーチャル形式）の実施を主導

【2021年版】

【5.0 教育プログラムの実施】

5.8 教育者は、価値を基盤とした教育、並びに世界規程第18.2条、教育に関する国際基準、並びに教育に関するガイドラインに概説されているすべてのトピックスに担当であるべきである



【2027年版】

【7.2 教育者の研修及び評価】

教育者は、以下の分野において能力を有していなければならない

- プレゼンテーション、対人能力
- 効果的なコミュニケーション能力
- 教育セッションの計画、アクティビティの開発、調整
- 肯定的な学びの環境を創り、維持できる
- シナリオに基づくアクティビティを通して学びを促進できる
- 学びを評価できること
- 省察能力と改善のためのアクションができること
- アンチ・ドーピングの教育における必須12トピックスに関する知識を持っている

Educatorの資質能力、「質」の担保

Educator

NEW

Educatorの認定及び再認定の枠組みが追加

【2021年版】

Educatorの認定を署名当事者が実施することは記載されているが、詳細は署名当事者が設計することになっていた



【2027年版】

【7.2 教育者の研修及び評価】

Educatorは、評価手続きを含む**複数の方法を組み合わせた学習**（例えば、オンライン、対面実施、参加者同士のピア・ラーニング、模擬的な実施）を用いた研修を受けるべきである

【7.3 教育者の認定及び再認定】

署名当事者は、上記の能力を示すEducatorについて、**特定の期間（4年を超えず、新たな世界規程が導入された場合にはそれよりも短い期間）を定めて認定及び再認定を行い**、彼らが特定の教育活動を実施する権限を付与しなければならない。

※現在、国内のEducator制度については継続見直し中ではあるが、上記の枠組みの中で見直しを行っていく

教育プログラムのトピックス追加

教育
プログラム
設定

NEW

必須となるトピックスに「アンチ・ドーピング・システムのガバナンス」が追加

【2021年版】

5.0 教育プログラムの実施

5.2署名当事者は、世界規程第 18.2 項にも概説されているとおり、教育プログラムに以下のトピックスを含めるものとする。

- ・ クリーンスポーツに関する原則及び価値
- ・ 本規程に基づく競技者、サポートスタッフ及びその他のグループの権利及び責務
- ・ 厳格責任の原則
- ・ ドーピングの結果。例えば、身体的及び精神の健康、社会的及び経済的な影響、並びに制裁措置
- ・ アンチ・ドーピング規則違反
- ・ 禁止表上の物質及び方法
- ・ サプリメント使用のリスク
- ・ 薬の使用及び治療使用特例
- ・ 尿、血液及びアスリート・バイオリジカル・パスポートを含む検査手続
- ・ 居場所情報及びADAMS の使用を含む登録検査対象者リストへの要件
- ・ ドーピングに関する懸念を共有するために声を上げること (speaking up)



【2027年版】

【8.1.1 必須のトピックス】

- 「サプリメント使用のリスク」
➔「**意図しないドーピングのリスク**（サプリメント使用等を含む）」へ再整理
※近年、サプリメント以外でも意図しないドーピングの規則違反が発生していることから、概念を学ぶことを含めて「意図しないドーピングのリスク」として再まとめ
- 「**アンチ・ドーピング・システムのガバナンス**」を追加
アスリートのアンチ・ドーピング全体に対する信頼を高め、クリーンスポーツ行動を促進するため

競技大会に特化した教育

教育
計画&実施

NEW 競技大会に特化した教育 = 「競技大会前の教育」 + 「競技大会における教育」

【2021年版】

第3部：署名当事者の役割及び責務、協力、並びに説明責任

7.3 国際競技連盟

7.3.3 検査が予定され、国際競技連盟が検査権限を有する国際競技大会において、国際競技連盟は、競技大会における教育の実施を検討するものとする。これは、現地の国内アンチ・ドーピング機関又は、該当する場合には、地域アンチ・ドーピング機関、そして国内競技連盟及び主要競技大会機関と連携して行われるべきである。

競技大会における教育 (Event-Based Education)
= 競技大会において、又は競技大会に関連して行われる、あらゆる種類の教育アクティビティ



【2027年版】

11.0 競技大会に特化した教育

競技大会に特化した教育とは、競技大会又は一連の競技大会のためのアンチ・ドーピング規則及びアンチ・ドーピング・プログラムに関する教育をいう。

11.1 国際競技大会

国際競技連盟及び主要競技大会機関は、各自の競技大会に参加する競技者及びサポートスタッフに対する、競技大会に特化した教育の義務的要件を定める権限を有しなければならない。

11.2 国内競技大会

署名当事者は、国内競技大会においても、競技大会に特化した教育の実施を検討すべきである。

競技大会に特化した教育（国際競技大会）

教育
計画&実施



モニタリング・評価の推進

評価



モニタリング・評価の手順や対象が、より明確に

【2021年版】

【6.0 教育プログラムの評価】

6.1 署名当事者は、教育プログラムを毎年評価するものとする。評価は、翌年の教育計画に行かされるべきである。評価報告書は要請にともな、英語又はフランス語によって概要/要約と共にWADAに提供されるものとする。

6.2 評価は、教育計画における特定の目標に関連するすべての入手可能な情報およびデータに基づいたうえで、これらの目標がどの程度達成されたかを判断するものとする

※詳細は、ISEガイドラインに記述



【2027年版】

12.0 モニタリング及び評価

モニタリング及び評価の目的は、進捗を測定し、継続的改善を確保し、最終的には実施された内容が効果的であったかどうかを判断することである。

12.1 教育計画のモニタリング

- 教育計画に「何を」「どのように」モニタリングするかを記載
- 対面教育と、eラーニングについては、学習者の氏名、競技、学習したトピックス、学習の日付、対面教育を実施したEducatorを記録する

12.2 学習の分析

12.3 教育プログラムの評価

12.4 影響の判定

} 専門家との連携

各個人/組織の役割と責務の明確化

NEW アスリート、サポートスタッフ、国内競技団体の役割と責務の追加

【2021年版】

第3部：署名当事者の役割及び責務、協力、並びに説明責任

7.0 署名当事者の役割及び責務

- 7.1 外観
- 7.2 国内アンチ・ドーピング機構
- 7.3 国際競技連盟
- 7.4 主要競技大会機関
- 7.5 国内オリンピック委員会/国内パラリンピック委員会
- 7.6 地域アンチ・ドーピング機関
- 7.7 世界アンチ・ドーピング機関



【2027年版】

- 効果的な教育を推進・実行するために、教育プログラムにおける署名当事者以外のステークホルダーの重要性
➡組織間の連携を最大化し、重複を最小化する
- 役割と責務の追加
 - アスリート、サポートスタッフ
 - 国内競技団体

アスリート、サポートスタッフの役割と責務

【2027年版】

15.1 競技者及びサポートスタッフ

- 15.1.1 **競技者は**、アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言に定められているとおり、教育を受ける権利を有する。競技者は、世界規程第21.1.8項を遵守するために、**必要な教育を受ける状態を自ら確保し、当該教育に応じるものとする**。競技者は、世界規程第 21.1.1 項に従い、適用されるすべてのアンチ・ドーピング政策及び規則に精通し、これらを遵守するべきである。
- 15.1.2 競技者は、クリーンスポーツを推進し、スポーツの精神及び自らの価値観に従って行動するべきである。
- 15.1.3 **サポートスタッフは**、教育を受ける権利を有し、自身が支援する競技者に対して正確なアンチ・ドーピング情報の提供を支援するために、特に要保護者及び18歳未満の者である競技者に関する世界規程第 21.2.2 項を遵守するよう、**必要な教育を受ける状態を自ら確保し、当該教育に応じるものとする**。サポートスタッフは、世界規程第 21.2.1 項に従い、自身に又は支援する競技者に適用されるすべてのアンチ・ドーピング政策及び規則に精通し、これらを遵守するべきである。
- 15.1.4 **サポートスタッフは**、クリーンスポーツを推進し、スポーツの精神及び自らの価値観に従って行動するべきであり、世界規程第 21.2.4 項に従って**競技者の価値観及び行動に肯定的な影響を与えてアンチ・ドーピングに対する態度を醸成する**。

アスリート、サポートスタッフの「学ぶ権利」の保護と合わせて、
アスリート、サポートスタッフの自ら学ぶ姿勢が求められる

国内競技団体の役割と責務

【2027年版】

15.2 国内競技連盟

- 15.2.1 国内競技連盟は、競技者のアンチ・ドーピングに関する最初の経験がドーピング・コントロールではなく教育を通じて行われるべきであるという原則を支援すべきである。
- 15.2.2 国内競技連盟は、第14.2.7項に従って教育者を使用することを含め、教育活動の開発及び実施においてなし得る役割と貢献について検討するべきである。
- 15.2.3 国内競技連盟は、教育の目的のために、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関と積極的に協力するべきである。
- 15.2.4 国内競技連盟は、競技者及びサポートスタッフに対してアクセスを確保することで、教育の実施を可能にするべきである。

<「国際競技連盟の役割と責務」の明確によってNFに影響が出てくる可能性があるもの>

- 国際競技連盟は、特に競技大会に特化した教育について、該当する国内アンチ・ドーピング機関と協力して教育を実施するよう国内競技連盟に求めるものとする（14.2.5）
 - ➡日本で開催する国際大会期間中、教育活動の協力要請の可能性（例：参加者に対する情報提供やアウトリーチブースの運営）
- 国際競技連盟は、サポートスタッフ向けの既存の研修及び／又は認定プログラムにアンチ・ドーピング教育を統合することを検討すべきであり、国内競技連盟にも同様の取組を促すべきである（14.2.6）
 - ➡既存のサポートスタッフの資格/ライセンスにアンチ・ドーピング教育を含めることの打診（例：取得/更新研修カリキュラムへの追加）

ISE主な変更、追加されたポイント

- 教育の目的、主要原則の明確化
- 教育のPDCAサイクルの重要性の強調
 - 教育対象プールの拡大 **NEW**
 - Educatorの資質能力、「質」の担保 **NEW**
 - 競技大会に特化した教育 **NEW**
 - モニタリング・評価の推進
- 各個人/組織の役割と責務の明確化 **NEW**



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構